市民の皆さまへ

この度、被災した地域の皆さまには、衷心よりお見舞い申し上げます。

私自身も現場に出向き、被災状況を目の当たりにする中で、熊本地震と同等の非常事態だと感じています。

市では現在、罹災証明書の発行（受け付け）や災害ごみの受け入れなど、被災者支援に全力で取り組んでいるところですが、未だ不安を抱えたままの生活を余儀なくされている被災者の方々も多くいらっしゃることと思います。安心した暮らしを取り戻せますよう、国や県との連携を強化しながら、インフラの復旧工事、生活再建のための各種支援など、これからも全力で取り組んでまいります。

これから、本格的な台風のシーズンが近付いてまいります。市民の皆さまにおかれましては、引き続き安全確保を第一に行動していただくようお願い申し上げます。

私たちは必ずこの困難を乗り越え、再び安心して暮らせるまちを取り戻します。

宇城市長　末松直洋

災害警報時系列

8月10日	17:00	警戒レベル3高齢者等避難発令（市内6カ所に避難所開設）
	21:25	大雨警報発表（浸水害）
	22:09	大雨警報発表（土砂災害） 洪水警報発表
	22:40	警戒レベル4避難指示
8月11日	1:30	記録的短時間大雨情報発表
	1:55	土砂災害警戒情報発表
	2:10	記録的短時間大雨情報発表
	5:25	大雨特別警報発表
	5:25	警戒レベル5緊急安全確保発令

被害状況（8月22日時点）

住家被害（調査途中値）	一部破損　3件
	床上浸水　37件
	床下浸水　98件
避難者数	1世帯2人
道路（市道・里道）	361件（被害額：23億900万円）
河川	292件（被害額：18億7,900万円）
市道通行止め	49件
農業用施設	199件（被害額：5億2,620万円）
農地	86件（被害額：4億6,910万円）
農作物被害面積	47ha
農作物経営体数（戸数）	248戸
農作物被害額	3億7,700万円
商工関係被害件数	29件（被害額：1億920万円）

災害支援の重要なお知らせ（特記のないものは令和7年8月25日時点）

市 HP では随時情報を更新しています

1. 罹災証明書・罹災届出証明書の発行

	罹災証明書	罹災届出証明書
証明の内容	被害の程度	被害の届け出があったこと
対象となる資産	住家のみ	倉庫・小屋・動産（自動車、家財など）・工作物（物置・塀など）も含む全ての資産
現地調査	原則、必要 ※受け付けから発行まで数週間かかる場合があります	調査しない ※写真のみで確認します
即日発行	△　（必要あれば後日調査を行う）	○
その他	ー	保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります

受付時間　9時～15時（平日のみ、12時～13時は除く）
申請場所　本庁税務課窓口、小川支所
申請方法
●**窓口**　**持参物**①身分証明書 ②被害の状況が分かる写真 ③委任状（世帯主、世帯員以外の場合）
●**オンライン**
右の二次元コードまたは市ホームページからアクセスして必要事項を入力のうえ、身分証明書・被害の写真を添付し、申請。後日、送付先に証明書を郵送します。

問　税務課　☎32-1487

申請 罹災証明書

証明書申請 罹災届出

2. 住居に関する支援

被災住宅の応急修理

被災した世帯に対し、屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道など緊急を要する箇所の応急修理（日常生活に必要な最小限度の修理）を行います。

対象者（全て該当する人）
・「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯または、「半壊」もしくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資金では応急修理をすることができない世帯
・そのままでは住むことができない状態にあること
・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること

支援内容
・全壊、大規模半壊、中期規模半壊、または半壊の被害を受けた世帯　739,000円以内（税込）
・準半壊の被害を受けた世帯358,000円以内（税込）

必要書類
①応急修理申込書　②被害状況に関する申出書　③罹災証明書　④施工前の被害状況が分かる写真　⑤修理見積書（様式第3号）　⑥その他市町村が求める書類

受付開始　9月1日㈪

申・問　都市整備課　☎32-1694

みなし仮設（賃貸型応急住宅）の提供

住宅に被害を受けた人などを対象に、県が民間賃貸住宅を借り上げ、提供します。

入居要件（いずれか該当するもの）　①住宅が全壊または流失し、居住する住宅がない者 ②住宅が半壊以上で住宅として利用ができず、居住ができない者 ③二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがあるなど長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者 ④応急修理制度利用者のうち、半壊以上で修理期間が1カ月を超える見込みのある者

入居期間　2年以内　　**受付場所**　社会福祉課地域福祉係（本庁1階2-2番窓口）
必要書類　罹災証明書　など

申・問　社会福祉課　☎32-1387

3. 支援金・見舞金・貸付

災害弔慰金・災害障害見舞金

支給額
①死亡の場合（生計維持者）　500万円
②死亡の場合（生計維持者以外）　250万円
③重度障害（生計維持者）　250万円
④重度障害（生計維持者以外）　125万円

受付場所　社会福祉課地域福祉係（本庁1階2-2番窓口）
必要書類　罹災証明書 など

申・問　社会福祉課　☎32-1387

市災害見舞金

対象者　被災当時、市に住民登録していた人
見舞金額
①死亡 5万円　②住宅全焼、全壊または流失5万円　③住家半焼または半壊 3万円　④住家の床上浸水 1万円

受付場所　社会福祉課地域福祉係（本庁1階2-2番窓口）
必要書類　罹災証明書 など

申・問　社会福祉課　☎32-1387

災害援護資金貸付

対象　世帯主が負傷、または住居・家財に被害を受けた世帯
貸付限度額　350万円（所得制限あり。詳細はお尋ねください）

①世帯主の1カ月以上の負傷	150万円	250万円	270万円（350万円）	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円（250万円）			
④住居の全壊	250万円（350万円）			
④住居の全体が滅失または流失	350万円			

※特別な事情がある場合は（　　）内の額に引き上げ

利率　保証人あり 無利子
保証人なし 1%
据置期間　3年は無利子。特別の場合5年
償還期間　10年（据置期間を含む）
必要書類　罹災証明書　など

申・問　社会福祉課　☎32-1387